

各位

定款の一部変更に関するお知らせ

記

- (1) 当社の営業方針をより収斂するため事業の目的から遊技場の経営を削除するものであります。
- (2) 当社の業績及び株式価値との連動性をより明確化し、中長期的な業績及び企業価値の向上に貢献する意識を高めるため、取締役会による取締役の責任免除条項を削除するものであります。
- (3) 資金効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式の取得事項を新設するものであります
- (4) インターネットを利用する方法で開示を行うことにより、株主の皆様の利便性の向上を図ることを目的として新設するものであります。
- (5) その他、一部条文の明確化及び古い表記を変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
【現行第2条より移設】	(商 号) 第1条 当会社は、株式会社アメイズと称し、英文では、 A m a z e C o . , L t d . と表示する。
【現行第1条より移設・変更】 (目 的) 第1条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ホテル旅館業 (2) 食堂、喫茶店及び食料品販売店の経営 (3) 不動産の賃貸 (4) 煙草、酒類及び雑貨の小売 <u>(5) 遊戯場の経営</u> <u>(6)</u> 前各号に付帯または関連する一切の事業	(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ホテル旅館業 (2) 食堂、喫茶店及び食料品販売店の経営 (3) 不動産の賃貸 (4) 煙草、酒類および雑貨の小売 <u>(5)</u> 前各号に付帯または関連する一切の事業
第2条 【条文省略】	【第1条へ移設】
第3条 【条文省略】	第3条 【現行通り】

(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第5条～第7条 【条文省略】	第5条～第7条 【現行通り】
【新設】	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165号第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。
第8条 【条文省略】	第9条 【現行通り】
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置くことができる。	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
第10条 【条文省略】	第11条 【現行通り】
(基準日) 第11条 当社は、毎年11月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。	【第13条へ移設・変更】
(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。	(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
【第11条から移設・変更】	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。ただし、取締役社長に事故あるとき、または欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することがで	(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使

きる株主の議決権の過半数をもって行う。	することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>2 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>
(議決権の代理行使) 第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、<u>株主または代理人は委任状を当会社に差し出さなければならない。なお代理人は1名に限る。</u>	(議決権の代理行使) 第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u> <u>2 株主またはその代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u>
(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、株主総会の日から10年間本店に据え置く。</u>	(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u>
【新設】	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示するところにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
(取締役の員数) 第17条 当会社は、<u>取締役8名以内を置く。</u>	(員数) 第19条 当会社の<u>取締役は、8名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。</u>	(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>

(会長、社長、専務取締役及び常務取締役) 第20条 取締役会の決議をもって社長1名、専務取締役2名以内及び常務取締役若干名を置くことができる。 2 取締役会はその決議により会長1名を置くことができる。 (代表取締役) 第21条 社長は会社を代表する。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。 2 当社は、取締役会の決議をによって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集者) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合は、社長が招集する。 2 社長に欠員又は自己があるときは、取締役会において予め定められた順序で、他の取締役がこれを招集する。 (取締役会の議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定められた順序により、他の取締役が議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。
第24条 【条文省略】	第24条 【現行通り】
(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 2 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき決議に加わることのできる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項につき書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。	(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
第27条 【条文省略】	第27条 【現行通り】
(取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	【削除】

第29条 【条文省略】	第28条 【現行通り】
(監査役の員数) 第30条 当会社は、監査役4名以内を置く。	(員数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。
(監査役の選任) 第31条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
(常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
第34条～第35条 【条文省略】	第33条～第34条 【現行通り】
(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過及びその結果並びにその他法務省令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。	(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役が、これに記名押印または電子署名する。
第37条～第38条 【条文省略】	第36条～第37条 【現行通り】
(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(会計監査人の設置及び員数) 第40条 当会社は、会計監査人2名以内を置く。	【削除】
(会計監査人の選任) 第41条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	(選任方法) 第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。
第42条 【条文省略】	第40条 【現行通り】
(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。	【削除】
(会計監査人の責任免除) 第44条 取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。	【削除】

(事業年度) 第45条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月末日までの年1期とする。	(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。
(剰余金の処分) 第46条 当会社の剰余金は下記のとおり処分する。但し株主総会の決議をもって他の処分をすることができる。 利益準備金 株主配当金 役員賞与金	【削除】
(利益配当金) 第47条 当会社の利益配当金は、11月末日の最終の株主名簿に記載された株主、登録株式質権者または信託財産受託者に配当する。	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(利益配当金の除斥期間) 第48条 利益配当金が、支払の提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 2 前項の配当金には、利息を付けない。	(除斥期間) 第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日： 平成28年2月25日

定款変更の効力発生日： 平成28年2月25日

以上